# Eiwa News

国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への 対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱い 令和2年4月 (No.177)

令和2年3月25日、国税庁HPに「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ」が掲載されました。

今回は、そのFAQの中から一部抽出してご紹介いたします。

## 【1】源泉所得税の納付期限の取扱い

Q:個人事業者の源泉所得税の納付期限は延長されますか?

A: 従来通りの納付期限となります。

個人事業者の源泉所得税については、今般の申告期限等延長の対象(申告所得税、贈与税、個人事業者の消費税)とされていませんので、令和2年3月支払分の給与等に係る源泉所得税の納付期限は、令和2年4月10日(納期の特例制度の適用を受けている場合は、令和2年7月10日)となります。

## 【2】一括延長の対象(申告所得税、贈与税、個人事業者の消費税)とされていない手続の期限延長

Q:他(法人税や相続税、酒税など)の税務手続きについて、申告期限等の延長はされますか?

A:従来通りの期限となります。

<u>なお、災害その他やむを得ない理由(※1)</u> がある場合には、税務署へ申請していただくことに <u>より、申告期限等が個別に延長される制度があります。</u>

- (※1) 新型コロナウイルス感染症に関しては、これまでの災害時に認められていた理由のほか、 次のような理由により、申告書や決算書類などの国税の申告・納付の手続に必要な書類等の 作成が遅れ、その期限までに申告・納付等を行うことが困難な場合には、個別の申請による 期限延長(個別延長)が認められることとなります。
- ① 税務代理等を行う税理士(事務所の職員を含みます。)が感染症に感染したこと
- ② 納税者や法人の役員、経理責任者などが、現在、外国に滞在しており、ビザが発給されない 又はそのおそれがあるなど入出国に制限等があること
- ③ 次のような事情により、企業や税理士事務所などにおいて通常の業務体制が維持できない状況が生じたこと
  - ・経理担当部署の社員が、感染症に感染した、又は感染症の患者に濃厚接触した事実が ある場合など、当該部署を相当の期間、閉鎖しなければならなくなったこと
  - ・学校の臨時休業の影響や、感染拡大防止のため企業が休暇取得の勧奨を行ったことで、経理 担当部署の社員の多くが休暇を取得していること
- ④ 感染症の拡大防止のため多数の株主を招集させないよう定時株主総会の開催時期を遅らせるといった緊急措置を講じたこと(※2)

(※2) 消費税及び地方消費税については、法人税の場合と異なり、確定した決算に基づいて申告を 行うものではありませんので、定時株主総会の開催延期により決算が確定しないという理由 だけでは、その期限を延長することができません。しかし、社員の休暇勧奨などで通常の業務 体制が維持できない状況となり、決算書類や申告書等の作成が遅れ、申告・納付等が困難な 理由がある場合には、期限の延長が認められます。

#### 【3】 個別延長のための申請手続の期限について

- Q:申告期限等の延長を行うための個別の申請は、いつまでに行う必要がありますか?
- A: 災害その他やむを得ない理由のやんだ日から相当期間内(おおむね1か月以内)に「災害による 申告、納付等の期限延長申請書」を提出していただければ、税務署長等が指定した日(災害等 のやんだ日から2か月以内)まで期限が延長されます。
  - ※この個別延長を申請する際には、申告・納付等を行うことができない状況を確認させていただくことになりますので、申請者の状況、税理士の関与状況、部署の閉鎖や業務制限の状況、緊急措置の概要など、参考となる具体的な事実を申請書に記載してください。

なお、申請書の提出に代えて、申告等を行う際に、次の内容を申告書等の余白に付記していただいても結構です。

- ① 申告・納付等の期限の延長を申請する旨
- ② 新型コロナウイルス感染症に関連して申告・納付等を行うことができない具体的事実

### 【4】納付の猶予制度の適用が受けられる場合

- Q:どのような場合に、納付の猶予制度の適用を受けることができますか?
- A:新型コロナウイルス感染症に関連するなどして以下のような個別の事情がある場合は納税の 猶予が受けられることがあります。
  - ① 災害により財産に相当な損失が生じた場合
  - ② ご本人又はご家族が病気にかかった場合
  - ③ 事業を廃止し、又は休止した場合
  - ④ 事業に著しい損失を受けた場合

納付の猶予制度は、全ての税目について対象となります。

「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の取扱いに関するFAQ」については、下記URLより閲覧することができます。

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/faq.pdf

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊事務所までご連絡くださいますよう、 よろしくお願い申し上げます。